



「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（素案）について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年12月15日（金）～ 令和6年1月14日（日）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

① ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



② 郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④ 持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 未来創生文化部 男女参画・人権課

電話：088-621-2203 FAX：088-621-2844

メールアドレス：danjosankakujinkenka@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
（パブリックコメント）



Q1 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」ってどんな計画？

「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」は、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、関係機関及び民間団体との協働により、早期から切れ目ない支援を実施することにより、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定する計画です。

計画の目標に「困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らせる社会の実現」を掲げ、3つの基本目標「困難な問題を抱える女性への支援体制の充実」、「困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援」、「困難な問題を抱える女性に対する相談窓口の周知と教育・啓発の推進」に向け施策を展開します。

※ 困難な問題を抱える女性とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいいます。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」素案の内容についての修正案や新たな記述が必要と思われる事項などに関し、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。 ）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。